

議案第47号

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例及び天理市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例及び天理市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成19年9月6日提出

天理市長 南 佳 策

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例及び天理市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 天理市一般職の職員の退職手当に関する条例(昭和38年3月天理市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「6月以上」を「12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして市長が別に定める者をいう。以下この条において同じ。)にあっては、6月以上)」に、「雇用保険法(昭和49年法律第116号)」を「同法」に、「同法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして市長が別に定める者を同項」を「特定退職者を同法第23条第2項」に改め、同条第3項中「6月以上」を「12月以上(特定退職者にあっては、6月以上)」に改める。

第2条 天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第17項中「又は船員保険法(昭和14年法律第73号)」を削る。

(天理市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 天理市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(昭和41年12月天理市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第15条第4項中「6月以上」を「12月以上(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定める者にあつては、6月以上)」に、「雇用保険法(昭和49年法律第116号)」を「同法」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の天理市一般職の職員の退職手当に関する条例第10条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の天理市一般職の職員の退職手当に関する条例第10条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第42条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

(天理市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第3条の規定による改正後の天理市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第15条第4項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。